

# 国保だより

問い合わせ

高齢者・保険課 国保年金係

☎72-2101(内線322・323・325)



## 2023年4月より出産育児一時金の金額が50万円に増額されます

近年、出産費用が年々上昇するなかで、平均的な標準費用を賄えるようにする等の観点から、2023年4月以降の出産に対し、給付額が42万円から50万円へ増額改定されることが決まりました。

	産科医療補償制度の加算対象の場合	産科医療補償制度の加算対象外の場合
現行	42万円	40.8万円
2023年4月1日から	50万円	48.8万円

※産科医療補償制度とは、出生した子が脳性麻痺となり、一定の障害状態となった場合の補償制度で、分娩を取り扱う医療機関等が加入します。

### 対象者

●出産の日に茅野市の国保に加入されている方。

※他の健康保険に(被保険者本人として)1年以上加入していた人が資格喪失から半年以内に出産した場合、以前加入していた保険から一時金が支給されることがあります。この場合、国保からは支給されません。



### 申込期間

出産日の翌日から2年間



### 出産育児一時金の支給額

国保に加入している方が妊娠12週(85日)を超える出産(死産含む)をされた場合、出産育児一時金が支給されます。原則として、茅野市から分娩機関に直接支払われます。

1 産科医療補償制度(★)に加入している分娩機関で、在胎週数22週以降に出産(死産含む)の場合

**500,000**円

2 1以外の出産の場合

**488,000**円

★分娩機関が産科医療補償制度に加入しているかどうかは、直接分娩機関にお問い合わせください。

